

相続ニュース

Vol.0135

2017年4月3日(月)

担当：MS事業部 太田

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

一般社団法人による相続税対策

はじめに

一般社団法人に個人が所有する賃貸用不動産等に移転し、相続税の節税を図る方法があります。今回はこの相続税対策のメリット・デメリットについてお話させていただきます。

一般社団法人

一般社団法人の最大の特徴は出資持分（株式会社でいうところの株式）が無い事です。出資者持ち分がないため配当を支払うことはありません。また、株式会社であれば出資者が保有している株式の価格に対して相続税がかかりますが、一般社団法人の場合は出資持分がないため、相続税がかかることもありません。そのため一般社団法人を利用した相続税対策が注目を浴びているのです。

メリット

例えば個人が保有する賃貸用不動産を一般社団法人に移転すれば、その不動産や不動産から発生した利益に相続税が課されることがなくなります。たとえ一般社団法人の代表が変わっても出資持分が無いため、「相続した」とはみなされないので、株式会社のように配当を出すことはできませんが、利益を給与として支払うことは可能です。このように一般社団法人は使い勝手がいい相続税対策として注目されています。

デメリット

一般社団法人を利用した相続税対策は次のようなデメリットがあります。

・移転コスト

どのようにして一般社団法人に不動産を取得させるかという問題があります。出資がないため、基本的には売買することになりますが、その際に個人に譲渡税が課される可能性があります。

また、法人も不動産の取得時に登録免許税や不動産取得税がかかります。

・売却代金

不動産を売却した場合、個人には売却代金という現金が増えることとなります。一般に現金の方が不動産より評価は高いので、相続財産は多くなる可能性があります。

・乗っ取り

法人の運営をしっかりとしないと、第三者に法人ごと乗っ取られる可能性があります。

・否認リスク

相続税の負担が不当に減少すると認められる場合は、一般社団法人を個人とみなして相続税が課される可能性があります。

おわりに

一般社団法人に資産の移転ができれば、確かに相続税の悩みは無くなるかもしれませんが、しかし、資産の移転コストが多額になることや、法人そのものを乗っ取られるリスクもあります。非常に複雑な案件ですので、もしご検討される場合は、ぜひ一度 ASK にご相談ください。